

札幌商工会議所付属専門学校 学校運営委員会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本委員会は、札幌商工会議所付属専門学校 学校運営委員会（以下「本運営委員会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本運営委員会は、札幌商工会議所付属専門学校の教育活動全般について意見交換し、学校と関連する外部の方(関連業界団体関係者、教育関係者等)の理解促進や、連携協力による学校運営の改善を図ることを基本方針とし、実践的な職業教育の実施を目指すことを目的とする。

(事 業)

第3条 本運営委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校運営検討会（審議事項：教育方針、教育計画、学校評価、その他学校経営に関する事項等を検討）の開催
- (2) 検討事案の結果報告会の開催
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3条の2 前条第1項では、次の点について審議する。

- (1) 教育課程について
- (2) 教育計画について
- (3) 学校運営について
- (4) その他学校に係る全般事項について

(事務局)

第4条 本運営委員会は、事務局を札幌商工会議所付属専門学校に置く。

第2章 委 員

(委 員)

第5条 本運営委員会の委員は、外部有識者を中心に、札幌商工会議所付属専門学校関係者で構成し、選任にあたっては設置者の長が行う。なお、任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員の定数)

第5条の2 本運営委員会の委員は、外部有識者2名以上を含む5名以上とする。

第3章 役 員

(役 員)

第6条 本運営委員会は次の役員を置く。

委員長 1 名

副委員長 1 名

(役員を選任)

第7条 委員長、副委員長は、学校運営委員会において選出し、任期は3年とする。

ただし、再任は妨げない。

(役員の職務)

第8条 委員長は、本運営委員会を代表し会務を総括する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長の職務を代行する。

3. 委員は、委員長、副委員長を補佐し、会務を執行する。

第4章 運営委員会

(運営委員会)

第9条 本運営委員会は、原則年1回開催する。ただし、委員長が必要と認めたときに臨時開催

する場合がある。

2. 本運営委員会は、委員長、副委員長、委員で構成し、2分の1以上の出席をもって成立する。

3. 本運営委員会の議長は、原則として委員長がこれにあたる。

4. 本運営委員会の決議は、出席者の2分の1を超える賛成を要する。

付 則

- ・本規約は、平成29年4月1日より施行する。
- ・第3条、第5条の一部改正および第5条の2追加し、令和元年7月15日より施行する。